

公 告

県営猿ヶ石北部幹線地区土地改良事業（農業用排水施設）の一部を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、同法第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定により、意見のある者は、令和 8 年 8 月 26 日までに県南広域振興局農政部農村整備室長へ、住所・氏名を記入した書面により、意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

記

- 1 縦覧期間 令和 8 年 7 月 29 日から同年 8 月 26 日まで
- 2 縦覧場所 奥州市役所
- 3 変更予定の土地改良事業計画の概要等 別紙のとおり
- 4 同法第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定による意見の宛先
奥州市江刺大通り 7 番 13 号
県南広域振興局農政部農村整備室長